



毎月 1 回 1 日 発行

発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-8(新小伝馬町ビル 6F)

電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者：西村浩一

編集委員会：小林義幸 牧之内洋一 渡辺亮佑 沼崎光祥

黒川純一良 白石栄一 印刷所：(株)白橋



令和 8 年度総合水防演習 北陸地方整備局 黒部川総合水防演習 R8.5.30

目 次

水防月間をかえりみて	2
「第 3 次無電柱化推進計画」決定 5 年間で 1,000km の整備完了を目指す	4
河川愛護月間が始まります	5
“防災・減災対策強化へ” 「防災・減災対策等強化事業推進費」46 億円配分 (第 1 回)	6
令和 8 年台風第 6 号で被災した徳島県の河川・道路等の迅速な復旧を支援	10
「災害査定の留意点」第 43 回 ～近年の豪雨災害における下水道の査定事例～	11
防災課だより 水管理・国土保全局 防災課 ―配席図―	14
協会だより 災害復旧技術専門家派遣制度 ブロック代表者会議 (全国会議) を開催	15
被害報告	令和 8 年 6 月 30 日現在 (令和 8 年) 16

「水防月間」をかえりみて

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

国土交通省では、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民の皆様に水防の意義及び重要性について理解を深めていただくために、毎年5月（北海道は6月）を「水防月間」として定めています。

今年も国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）の主催により、関係行政機関等の後援、全国水防管理団体連合会、公益社団法人全国防災協会ほか関係団体の協賛を得て、「洪水から守ろうみんなの地域」をテーマに、水防に関する広報活動や水防訓練（総合水防演習、水防管理団体（市町村等）が行う水防訓練、水防技術講習会）、洪水予報連絡会の開催、水防団等と河川管理者による重要水防箇所の共同巡視、河川管理施設の点検などの取組を全国各地で集中的に実施しました。

期間中は、水防の重要性と基本的考え方に対する理解増進を図るため、水防団員の募集を呼びかけるポスターやリーフレットの作成・配布、水防協力団体の募集、各種イベントでのパネル展示の実施、ウェブサイトやX（旧 Twitter）を用いた情報発信、政府広報ラジオ番組内 CM や Yahoo! ニュースのバナー広告等の広報活動を行いました。

また、本年度も全国9箇所の河川において、関係機関と住民が一体となった水害への取組を強化することを目的とした総合水防演習を実施しました。

同演習では、昨年12月に改正された気象業務法及び水防法を踏まえた新たな防災気象情報や新たに創設された河川管理者等による氾濫通報制度を盛り込んだ情報伝達、水防工法、地域の建設業者等と連携した道路啓開、排水作業、Car-SAT や UAV（ドローン）などのデジタル技術を活用した被災状況調査、来場した地域住民等による水防工法体験、エリアメール配信等過去の災害等から得られた教訓を意識した実践的な訓練等を実施しましたが、これにより、出水期前の水防体制の強化、水防技術の研鑽及び地域の水防意識の高揚につながりました。

国土交通省では、気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に対して、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」を強力に推進しているところです。安全で安心できる地域社会の実現には、河川改修等の積極的な推進とともに、洪水等による人命や財産への被害を未然に防止・軽減する水防活動が重要です。

水防の原点は、自らの地域を守るための地域住民による自発的な活動であり、より効果的な水防活動が実施されるよう関係機関の連携を強化するとともに、地域の住民や企業などの水防への参画を促進し、洪水時等における「地域の水防力」の向上を図って参ります。

令和8年度総合水防演習 開催日程

	演 習 名	開催日	開 催 地
北海道開発局	令和8年度 石狩川水系幾春別川総合水防演習	6月6日(土)	石狩川水系幾春別川（北海道岩見沢市北村幌達布地先）
東北地方整備局	令和8年度 最上川下流・赤川総合水防演習	5月31日(日)	最上川水系最上川（山形県酒田市下瀬地先）
関東地方整備局	第74回 利根川水系連合・総合水防演習	5月16日(土)	利根川水系利根川（群馬県邑楽郡千代田町赤岩地先（利根川左岸河川敷））
北陸地方整備局	令和8年度 黒部川総合水防演習	5月30日(土)	黒部川水系黒部川（富山県黒部市出島地先）
中部地方整備局	令和8年度 天竜川下流連合総合水防演習	5月31日(日)	天竜川水系天竜川（静岡県浜松市中央区豊町地先）
近畿地方整備局	令和8年度 野洲川総合水防演習	5月16日(土)	淀川水系野洲川（滋賀県野洲市三宅地先（野洲川右岸河川敷））
中国地方整備局	令和8年度 芦田川総合水防演習	5月23日(土)	芦田川水系芦田川（広島県福山市草戸地先）
四国地方整備局	令和8年度 土器川総合水防演習	5月24日(日)	土器川水系土器川（香川県丸亀市垂水町地先）
九州地方整備局	令和8年度 本明川総合水防演習	5月17日(日)	本明川水系本明川（長崎県諫早市八天町地先）

令和8年度総合水防演習の実施状況



テックパートナー UAV 調査
(石狩川水系幾春別川総合水防演習)



高校生の指導による土のう作り体験(富山県立桜井高校)
(黒部川総合水防演習)



水防工法訓練(月の輪工)
(最上川下流・赤川総合水防演習)



水防工法訓練(川倉工)
(黒部川総合水防演習)



©(公社)全国防災協会

水防専門家の指導
積み土のう工(杭省略型)

令和8年度 水防月間ポスター



「第 3 次無電柱化推進計画」を決定

～ 5 年間で1,000kmの整備完了を目指します～

令和 8 年 6 月 2 日
道路局環境安全・防災課、路政課

激甚化・頻発化する災害や、児童の安全確保等に、より一層対応するため、本日、令和 8 年度を初年度とする「第 3 次無電柱化推進計画^{*}」を決定いたしました。

※無電柱化の推進に関する法律第 7 条の規定に基づく国土交通大臣決定の計画

【計画目標】

無電柱化の効果を早期に発揮させるため、今後 5 年間で、新たに整備完了延長約1,000kmの目標を設定し、併せて約4,000kmの計画を策定します。

③ 地域全体で切れ目のない景観の創出

観光地等で面的な無電柱化を図るため、市町村における計画策定と景観・観光部局等との連携を強化する

【本計画の 3 つのポイント】

① 道路啓開の実効性の早期確保

災害時の道路啓開の実効性を向上させるため、新たに高速道路 IC と県庁等を結ぶ区間を優先整備区間として選定し、重点整備を進める。
中長期的には、これらの区間について今後30年間で無電柱化を概ね完成させる

今後、経済産業省や総務省、電線管理者等と連携して、本計画に基づき、無電柱化を加速してまいります。

「第 3 次無電柱化推進計画」本文については下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_21.html

② 児童の事故リスクの着実な低減

児童の安全確保の観点から、通学路の多くに電柱が存在し、児童が車道にはみ出して通行している実態を踏まえ、新たに通学路を無電柱化の対象とした目標値を設定する

河川愛護月間が始まります！

～7月は河川愛護月間(7月1日～7月31日)です～

令和8年6月26日 水管理・国土保全局治水課
水管理・国土保全局河川環境課

国土交通省では、国民の河川愛護意識を高めることを目的として、毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

全国各地で行う様々な活動に加え、毎年たくさんのご応募をいただいております“絵手紙”を今年度も募集します。ぜひご応募ください！

【「河川愛護月間」での主な活動】

(1) 河川周辺の清掃活動

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって、河川周辺の清掃活動を行います。

(2) 各種行事の開催

河川に関する写真、絵画、作文のコンクールや、「水辺で乾杯」など様々なイベントを開催します。

(3) 河川のパトロール

河川利用者に対し河川の適切な利用に関する指導を行うため、関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施します。

(4) 河川水難事故防止週間

7月1日から7日までを「河川水難事故防止週間」と定め、水難事故防止に関する啓発活動を行います。
※実施要綱は「別添1」をご参照ください。また具体的な活動内容は、各地方整備局・自治体等のホームページ等をご確認ください。

“絵手紙”募集中!!

全国の未就学児から一般の方を対象に、「川遊び～川での思い出・川への思い～」をテーマに絵と文章を組み合わせた「絵手紙」の募集を行います(10月9日(金)必着)。最優秀作品には国土交通大臣賞と、副賞(楯及び図書カード2万円分)を贈呈します。たくさんのご応募お待ちしております！



河川周辺の清掃活動



カヌー体験（各種行事）



“防災・減災対策等強化へ” 46億円配分

～豪雨災害等への緊急対策に必要な予算を支援します～

令和8年6月29日 国土政策局地方政策課

国土交通省は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の令和8年度 第1回配分として、国及び地方公共団体が実施する26件の公共事業（河川・道路・林野）に対し、46億円の予算配分を決定しました。

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算です。今回配分された予算は、災害を受けた地域の再度災害防止対策及び突発的な事象への緊急的な対策等が必要となった地域の事前防災対策に活用されます。

1. 配分事業の概要（26件 46.47億円（国費））

(1) 災害を受けた地域の再度災害防止対策

- ①洪水・浸水等対策（河川） 3件 3.63億円
- ②崖崩れ等対策（道路） 10件 21.31億円

(2) 突発的な事象への緊急的な対策等が必要となった地域の事前防災対策

- ①洪水・浸水等対策（河川） 7件 12.12億円
- ②崖崩れ等対策（道路・林野） 6件 9.41億円

※案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html)

防災・減災対策等強化事業推進費

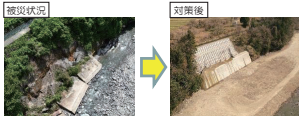
制度概要

- 国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度当初に想定し得ない災害や事故等の突発的な事象が発生した際に、**各省庁が所管する公共事業へ年度途中で予算*を配分し、緊急的かつ機動的に防災・減災対策を強化する制度。**
※当初予算の編成段階において予算の目を定めない「目未定経費」
- 災害を受けた地域等における**災害対策事業**、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における**公共交通安全対策事業**、突発的な事象への緊急的な対策等が必要な箇所における**事前防災対策事業**に活用可能。

災害対策事業

①公共土木施設の被災要因となった異常な自然現象が災害復旧事業の採択要件を満たさない場合の対策

【河川事業の例】



降雨による出水で護岸が崩壊したが、災害復旧事業の採択要件（はん濫注水量以上の水位）を満たさないため、緊急的に実施する護岸復旧を推進費により支援。

【道路事業の例】



崖崩れが発生したが、災害復旧事業の採択要件（最大24時間雨量80mm以上または時間雨量が20mm以上）を満たさないため、緊急的に実施する法面対策を推進費により支援。

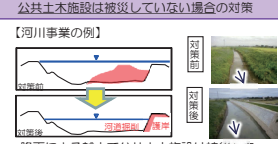
②災害復旧事業を契機として再度災害防止対策を災害復旧事業と一体的に行う場合の対策

【海岸事業の例】



津波で被災した堤防の順形復旧に併せて再度災害防止対策を行うため、緊急的に実施する嵩上げを推進費により支援。

③異常な自然現象により地域は被災したものの公共土木施設は被災していない場合の対策



降雨による越水で公共土木施設は被災しなかったが、地域で浸水被害が発生したことから、緊急的に実施する河道掘削及び護岸工を推進費により支援。

公共交通安全対策事業

○交通インフラ（陸上交通、海上交通等）において重大事故が発生した場合の対策（安全性の向上）



自動車専用道路において、地吹雪による死者を含む多重衝突事故が発生。緊急的に実施する事故発生区間における防雪柵等の設置を推進費により支援。

事前防災対策事業

○突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題への追加対策【①突発事象型、②追加対策型、③課題解決型】



【①突発事象型】
供用中の緊急輸送道路の法面において、アンカーの変状が判明したことから、緊急的に実施するアンカーの再設置や地山補強土工を推進費により支援。

令和8年度 第1回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

※ 個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html

また、各案件をクリックすると詳細（個票）のページが開きます。

【災害対策事業】

[金額単位：千円]

種 別		事業 主体名	施行地	実施計画額		
事業名				事業費	国費 (配分額)	
1. 洪水・浸水等対策						
河川（直轄）						
(1)	河川維持修繕事業	庄内川水系土岐川	国土交通省	岐阜県 多治見市昭和町地先	113,000	113,000
(2)	河川維持修繕事業	大井川水系大井川	国土交通省	静岡県 島田市阪本地先	100,000	100,000
河川（補助）						
(3)	防災・安全交付金事業	厚狭川水系厚狭川	山口県	山口県 山陽小野田市大字郡地先	300,000	150,000
	交付金計画名：山口県における総合的な水の安全・安心基盤整備の推進（防災・安全）					
計			3件		513,000	363,000
2. 崖崩れ等対策						
道路（直轄）						
(4)	道路維持管理事業	一般国道229号	国土交通省	北海道 久遠郡せたな町瀬棚区元浦地先	300,000	300,000
(5)	道路維持管理事業	一般国道242号	国土交通省	北海道 常呂郡置戸町北光地先	400,000	400,000
(6)	道路維持管理事業	東九州自動車道	国土交通省	大分県 佐伯市蒲江地先	200,000	200,000
道路（補助）						
(7)	道路更新防災等対策事業	一般国道291号	新潟県	新潟県 長岡市山古志東竹沢地先	135,000	67,500
(8)	道路更新防災等対策事業	一般国道158号	岐阜県	岐阜県 高山市丹生川町塩屋地先	600,000	300,000
(9)	道路更新防災等対策事業	一般県道倉谷土清水線	石川県	石川県 金沢市日尾町地先	800,000	400,000
(10)	道路更新防災等対策事業	主要地方道金山明宝線	岐阜県	岐阜県 下呂市金山町岩瀬地先	220,000	110,000
(11)	道路更新防災等対策事業	主要地方道名古屋多治見線	岐阜県	岐阜県 多治見市脇之島町地先	572,000	286,000
(12)	道路更新防災等対策事業	主要地方道香住村岡線	兵庫県	兵庫県 美方郡香美町香住区三谷地先	74,000	37,000
(13)	道路更新防災等対策事業	主要地方道松江鹿島美保関線	島根県	島根県 松江市鹿島町御津地先	60,000	30,000
計			10件		3,361,000	2,130,500
災害対策事業 計			13件		3,874,000	2,493,500

令和 8 年度 第 1 回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

【事前防災対策事業】

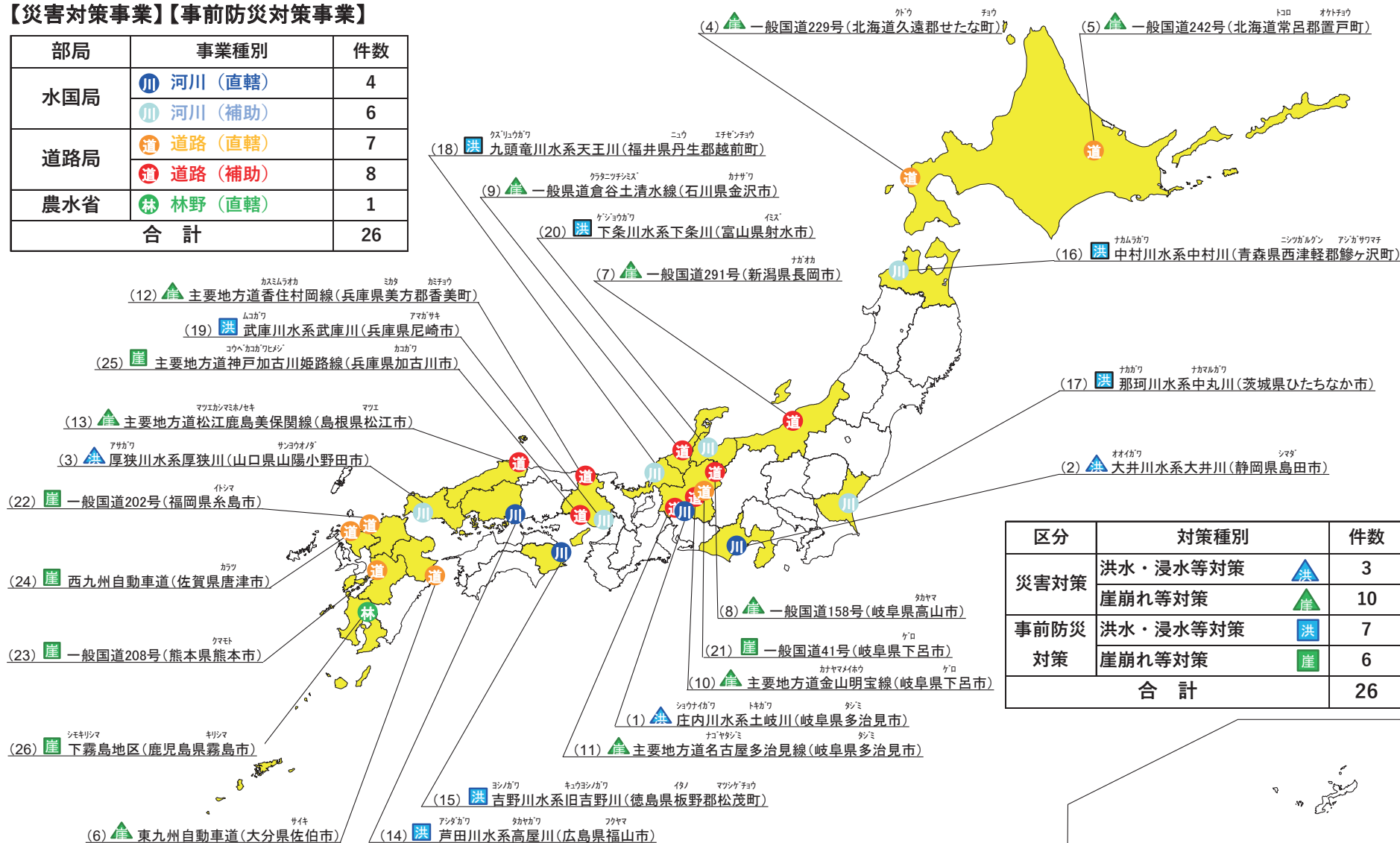
[金額単位：千円]

種 別			事業 主体名	施行地	実施計画額	
事業名					事業費	国費 (配分額)
1. 洪水・浸水等対策						
河川（直轄）						
(14)	河川改修事業	芦田川水系高屋川	国土交通省	広島県 福山市神辺町神辺地先	95,000	95,000
(15)	河川改修事業	吉野川水系旧吉野川	国土交通省	徳島県 板野郡松茂町広島小ハリ地先	230,000	230,000
河川（補助）						
(16)	河川激甚災害 対策特別緊急 事業	中村川水系中村川	青森県	青森県 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸地 先	340,000	170,000
(17)	大規模特定河 川事業	那珂川水系中丸川	茨城県	茨城県 ひたちなか市東石川地先	694,000	347,000
(18)	大規模特定河 川事業	九頭竜川水系天王川	福井県	福井県 丹生郡越前町気比庄地先	200,000	100,000
(19)	大規模特定河 川事業	武庫川水系武庫川	兵庫県	兵庫県 尼崎市武庫川町 4 丁目地先	200,000	100,000
(20)	防災・安全交 付金事業	下条川水系下条川	富山県	富山県 射水市橋下条地先	340,000	170,000
	交付金計画名：総合的な治水対策の推進（防災・安全）					
計			7件		2,099,000	1,212,000
2. 崖崩れ等対策						
道路（直轄）						
(21)	道路維持管理 事業	一般国道41号	国土交通省	岐阜県 下呂市門原地先	200,000	200,000
(22)	道路維持管理 事業	一般国道202号	国土交通省	福岡県 糸島市二丈町鹿家地先	170,000	170,000
(23)	道路維持管理 事業	一般国道208号	国土交通省	熊本県 熊本市北区植木町富応地先	50,000	50,000
(24)	道路維持管理 事業	西九州自動車道	国土交通省	佐賀県 唐津市北波多上平野地先	200,000	200,000
道路（補助）						
(25)	道路更新防災 等対策事業	主要地方道神戸加古 川姫路線	兵庫県	兵庫県 加古川市平荘町小畑地先	400,000	200,000
林野（直轄）						
(26)	国有林野内治 山事業	下霧島地区	林野庁	鹿児島県 霧島市霧島田口地内	121,000	121,000
計			6件		1,141,000	941,000
事前防災対策事業 計			13件		3,240,000	2,153,000
総 計			26件		7,114,000	4,646,500

令和8年度 第1回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所図

【災害対策事業】【事前防災対策事業】

部局	事業種別	件数
水国局	河川（直轄）	4
	河川（補助）	6
道路局	道路（直轄）	7
	道路（補助）	8
農水省	林野（直轄）	1
合 計		26



いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 8 年台風第 6 号関連

令和 8 年台風第 6 号で被災した 徳島県の河川・道路等の迅速な復旧を支援

～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引上げにより、災害査定を効率化します～

令和 8 年 6 月 29 日 水管理・国土保全局防災課

令和 8 年台風第 6 号の接近に伴い、徳島県内では令和 8 年 6 月 2 日から 6 月 3 日にかけて発生した暴風雨により、多くの河川や道路が洪水や土砂崩れによる被害を受けました。本災害からの早期復旧を図るため、災害復旧事業の災害査定において、設計図書の簡素化や、現地での査定作業を省略し書面により査定（机上査定）を行う対象を拡大することにより、災害査定完了までに要する時間の短縮を図ります。

<対象区域>

徳島県

率的な運用と自治体等の負担軽減を図ります。

- ・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から2,000万円以下に引き上げます。

<災害査定の効率化*>

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存の地図や航空写真等を活用することで、災害査定の準備のための現地測量や設計図面の作成にかかる作業等を縮減し、災害査定の早期実施を図ります。

※災害査定の効率化は「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2.1）」に基づき、対象となる災害による被災箇所数が過去 5 箇年の平均被災箇所数（激甚災害によるものを除く）を超える等、一定の要件を満たした都道府県・政令指定都市において適用するものです。

○書面による査定上限額の引上げ(机上査定の拡大)

により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の実施により、現場間の移動時間や現場対応人員を縮減することで、査定の効

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例（43）

～近年の豪雨災害における下水道の査定事例～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

本稿では、近年増加している内水被害(写真－1)に対し、実際の事例をもとに、下水道施設被災時の初動対応や特殊な採択基準について、実務上特に留意すべきポイントを整理します。



写真－1 豪雨による広域的な内水被害

2. 査定事例から

1) 下水道（雨水）施設

令和 7 年 8 月の豪雨によって市街地の雨水排水施設が被災した際の査定事例です（表－1）。

復旧工法の選定に当たっては、平成27年 6 月 1 日付け防災課長通知「処理場・ポンプ場等における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について（通知）」を適用し、浸水水位までの制御盤基礎嵩上げを採択しました（令和 7 年災害手帳P92～、図－1）。

2) 下水道（汚水）施設

令和 7 年 8 月の豪雨により下水道のポンプ施設が被災した査定事例です（表－2）。

復旧工法については、1) と同様、制御盤の嵩上げのほか、人孔蓋の防水化を採択しました。

表－1 下水道（雨水）施設の被災情報

被災施設	電気設備（制御盤、引込開閉器盤）一式
被災原因と被災メカニズム	豪雨に伴い雨水幹線が溢水し、水位が地表面から1.5mに達して市街地一帯が浸水。雨水排水のためのポンプの制御盤も浸水し（写真－2）、故障してポンプが停止。
応急工事	被災後、雨水を排水できないことから、仮排水施設工事として可搬型のポンプと発電機を設置（要綱第9・1・へ、写真－3）。
復旧工法	浸水による電気設備の被災を目視確認することは難しく、被災の判定に専門知識を要することから、第三者機関の被災証明を取得（令和 7 年災害手帳P164）。あわせて、これにより機器を取り替え（原形復旧）（要綱第2・1）。被災原因の除去として、浸水水位までの電気設備の嵩上げ（要綱第3・2・チ）を実施。



写真－2 制御盤の被災



写真－3 応急仮工事の状況

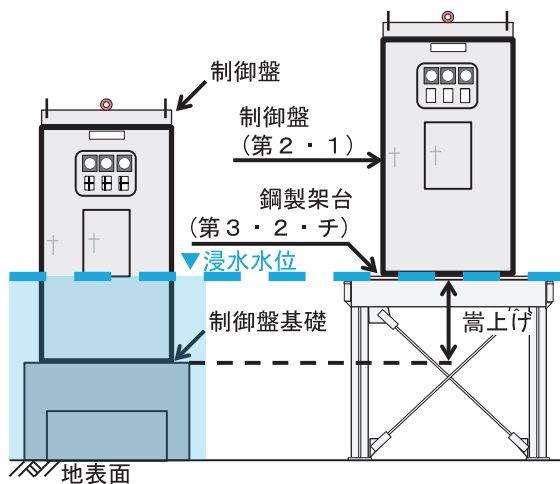


図-1 制御盤の浸水と復旧工法（図解）

表-2 下水道（污水）施設の被災情報

被災施設	電気設備（制御盤）一式 機械設備（真空ステーションほか）一式
被災原因と被災メカニズム	豪雨による広範な浸水で、制御盤1基（写真-4）が浸水して故障した後、電力の供給が停止し、マンホール内が水没して真空ステーション1箇所と真空弁ユニット3箇所（写真-5）も故障したものの（写真-6）。
応急工事	ポンプ施設が被災したため、仮排水施設工事として汚泥吸引車により人孔内の不明水を排除（写真-5）。また、故障した機械設備の一部を一時的に修理（要綱第9・1・へ）。ただし、被災したポンプ施設の平常時排水に要していた費用（動力費等）は除く（申合第2・8）。
復旧工法	第三者機関の調査結果から、制御盤（電気設備）、真空ステーション及び真空弁ユニット（機械設備）を取替え（要綱第2・1）。被災原因の除去に必要な浸水水位までの防水処置として、制御盤の嵩上げ及び真空弁ユニットを収めている人孔蓋の防水化（写真-7）を実施。

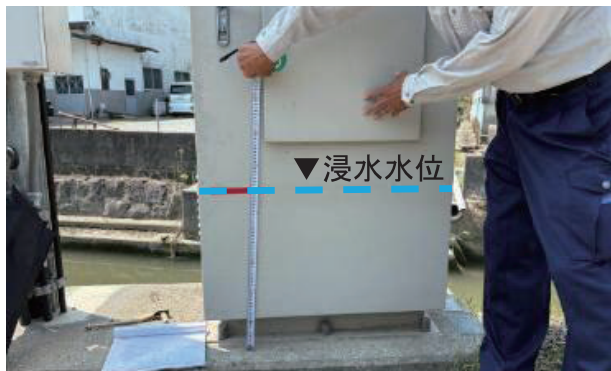


写真-4 制御盤の浸水（浸水水位の痕跡）



写真-5 真空ステーション（人孔）



写真-6 被災した排水施設配置



写真-7 耐圧防水蓋（サンプル）

2つの事例とも、「下水の排水が著しく阻害」、「緊急に施行が必要」として仮排水を実施していますが、既存ポンプ施設の被災時に内水を排除するための仮設工事を行う場合においては、既存ポンプの平常の排水量を排水するために要する費用は除く必要がありますのでご注意ください（令和7年災害手帳P759、申合第2・8）。

3. 災害復旧事業の適用範囲

～要綱第三第二号「チ」～

「処理場・ポンプ場等における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について（通知）」

平成27年6月1日付け防災課長通知

要綱第三第二号「チ」は、内水等による広範囲浸水被害において、一定の条件のもとで「浸水水位までの防水・嵩上げ」を原形復旧とみなして採択できることを定めた規定です（災害関係法令例規集（令和6年版）P333）。

これは、広範囲の浸水被害等、地域一帯が大規模な浸水被害を受けた場合において、負担法の範囲内で復旧できるルールを明確にしたもので、

- ・被災した施設をほかの事業により改良する計画がなく、当該被害を与えた洪水等から守られないこと
- ・他の事業により対策が実施された場合においても当該災害を与えた洪水等から守られないことを採択条件として、復旧の対象を

- ・浸水水位までの防水処理（止水壁の新設又はかさ上げ、防水扉の新設、開口部の閉塞等、電気機械設備のかさ上げ）

と明記したものです（原形に復旧することが著しく不適当＝原形復旧とみなす）。

留意点

復旧工法を検討する上で重要なポイントは、負担法では、前述のように被災原因の除去として復旧事業の対象とできるのは「浸水水位（被災水位）まで」であるという点です。

検討の際には、国土交通省又は都道府県から提供された、洪水浸水想定区域及び想定される浸水を表示した図面等を利用し、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に想定される水深までの嵩上げ等を行うものではない点にご留意ください。

ただし、下水道については、令和 5 年より“災害関連事業”が認められていますので、再度災害を防止するため、被災箇所あるいは未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて実施する事業が実施可能になっています（令和 7 年災害手帳 P355～）。

想定される内容としては、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合に、一定の計画により改良し、再度災害を防止する工事が考えられます。これらは、採択基準（令和 7 年災害手帳 P362～）が定められており、災害復旧事業に取り組む際に、浸水対策を超える対策が地域にとって必要となる場合には、活用可能であるといえます。

【災害関連事業の採択基準】

- ・総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として 5 割以下
- ・1 箇所の災害関連工事費：都道府県・指定都市 2,400 万円以上、市町村 1,800 万円以上

- ・原則として他の改良計画がないもの
- ・災害関連事業費によって得られる効果が大であるもの

4. おわりに

今回紹介した、平成 27 年の防災課長通知「要綱第三第二号「チ」の運用について」の下水道の採択事例は、制度創設以来 11 年で 119 件です。

特に、令和元年東日本台風による被災事例（写真－8）が最も多く 61 件を占め、令和 7 年災では、8 月の豪雨で甚大な被害を受けた九州（熊本・鹿児島・福岡）を中心に、これに次ぐ 12 件が採択されました。



写真－8 令和元年東日本台風による処理場の被災事例

本事例のポイントは、被災原因の除去を目的とした浸水水位までの防水対策を、要綱や運用通知の考え方に基づき適切に評価した点にあります。

今般、令和 8 年 4 月 13 日付けで新たな防災課長通知が発出され、制度の適正な運用のため、平成 27 年 6 月 1 日付けの通知は廃止されました。

「水道、下水道等における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について（通知）」

令和 8 年 4 月 13 日付け防災課長通知

新通知では、令和 6 年 4 月の水道行政移管により、新たに負担法の適用となった「水道」も対象施設として明文化されました。

今号で紹介した特殊な採択基準の事例や解説が、近年全国各地で増加している内水被害による水道、下水道等の災害復旧業務や査定対応の参考となれば幸いです。

防災課配席図

R8.7.1 現在（前回掲載はR8.4.1月）

今回異動者：

災害分析官

高 橋

35-721

課長補佐

渡 辺

35-722

課長補佐

星 野

35-726

企画専門官

井 上

35-739

防災企画官

磯 部

35-702

防災課長

矢 崎

35-701

企画専門官

小 林

35-712

課長補佐

川原林

35-772

総括災害査定官

内 田

35-703

(北海道・東北・中部)

災害査定官

一 戸

35-717

(近畿・北陸・中部)

災害査定官

きく や
菊 谷

35-716

企画専門官

中 原

35-801

調査係長

福 田

35-836

計画係長

ふく たに
福 谷

35-729

課長補佐

あ い
づ
會 津

35-738

防災課付

藤 田

35-736

法規係

萩 野

35-747

調整係長

田 代

35-745

企画係長

岩 本

35-742

災害監査係長

阿 部

35-746

研修員

田 中

35-731

災害調整係長

中 田

35-737

災害第一係長

浦 川

35-743

総務係長

高 岡

35-733

災害第一係員

井上(紗)

35-748

総務係員

池 田

35-734

予算係長

前 原

35-735

非常勤

丹 野

35-843

予算係長

加 藤

35-735

災害第二係長

中 山

35-744

(中部・東北・関東)

災害査定官

井上(幸)

35-723

(四国・東北・九州・沖縄)

災害査定官

伊 藤

35-719

(九州・沖縄・北陸・中国)

災害査定官

児玉(光)

35-724

(中国・北海道・四国)

災害査定官

児玉(和)

35-727

(北陸・関東・近畿)

災害査定官

水 戸

35-715

(関東・中国・九州・沖縄)

災害査定官

横 山

35-718

災害対策室

企画専門官

石 井

35-762

災害対策室長

竹 村

35-811

地震防災係

岡 沼

35-825

災害対策係長

松 沢

35-834

地震防災係長

松 井

35-835

管理係員

持 田

35-823

防災企画係長

梶 原

35-833

管理係長

平 野

35-824

改良計画係長

尾 崎

35-776

災害統計係長

海老澤

35-842

改良技術係長

すみ
角

35-775

復旧調整係長

熊 坂

35-741

基準係長

よし
づ
吉 津

35-773

審査係長

松 元

35-753

課長補佐

米 田

35-832

企画専門官

宮 本

35-822

大臣官房付

服 部

35-802

課長補佐

す
と う
須 藤

35-725

防災政策調整官

岩 井

35-713

災害査定官

牧之内

35-752

打合せスペース

D

B

C

A

(14)

第 925 号

防

災

令和 8 年 7 月 1 日

協会だより

災害復旧技術専門家派遣制度

令和 8 年度ブロック代表者会議（全国会議）を開催

公益社団法人 全国防災協会



令和 8 年 6 月 8 日

東京都中央区日本橋久松町：久松町区民館 会議室



運営委員長挨拶（高橋洋一委員長）



来賓挨拶（防災課内田剛二総括災害査定官）

令和 8 年 6 月 8 日に令和 8 年度災害復旧技術専門家派遣制度ブロック代表者会議（全国会議）を開催しました。

この会議は、北海道から沖縄まで全国に459名の災害復旧技術専門家を組織する災害復旧技術専門家派遣制度の運営に当たり、年に一回全国9ブロックの代表者が集合し運営方針等を審議するものです。まず、令和7年度の取り組み状況の報告があり、次に、災害復旧技術専門家派遣制度の周知・活用など

については国の事務所長から自治体首長へ本制度をPRしていただいていることや、国や県を退職して技術レベルを維持向上させるため地方整備局や県の部局が行う災害復旧に関する講習会に積極的に参加していること、九州では地整事務所毎の災害復旧事業の講習会（国、近隣の自治体職員対象）を企画して災害復旧技術専門家を毎回複数名派遣している事例など、本制度のさらなる周知・活用について議論しました。

令和 8 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 8 年 6 月 30 日現在 (単位: 千円)

	冬期風浪及び風浪		豪 雨		地 す べ り		融 雪		地 震		梅 雨 前 線 豪 雨		台 風		そ の 他		合 計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
宮 城									[1]	[253, 200]							[1]	[253, 200]
千 葉									1	253, 200			8	233, 000			1	253, 200
神 奈 川													1	30, 000			8	233, 000
新 潟	5	720, 000					6	285, 000									1	30, 000
																	11	1, 005, 000
富 山					1	100, 000											1	100, 000
山 梨					1	150, 000											1	150, 000
長 野			1	150, 000													1	150, 000
岐 阜			(2)	(245, 000)													(2)	(245, 000)
			7	470, 000													7	470, 000
静 岡													<2>	<300, 000>			<2>	<300, 000>
			2	210, 000									9	570, 000			12	820, 000
愛 知														(1)	40, 000		(1)	(26, 727)
														1	26, 727		1	26, 727
													<1>	<100, 000>			<1>	<100, 000>
													(1)	(35, 000)			(1)	(35, 000)
													[2]	[40, 467]			[2]	[40, 467]
三 重									1	20, 000			91	3, 192, 167			92	3, 212, 167
京 都															<1>	<5, 000>	<1>	<5, 000>
															1	5, 000	1	5, 000
大 阪			8	591, 500									[1]	[5, 000]			[1]	[5, 000]
					[1]	[5, 000]							2	255, 000			10	846, 500
奈 良			1	100, 000	3	455, 000							4	264, 500			8	819, 500
													<2>	<11, 000>			<2>	<11, 000>
和 歌 山			5	247, 500									15	395, 500			20	643, 000
鳥 取					1	390, 000			1	3, 000							2	393, 000
島 根									4	210, 000							4	210, 000
岡 山													1	30, 000			1	30, 000
広 島			46	654, 920									5	33, 000			51	687, 920
山 口											6	100, 000					6	100, 000
徳 島			2	65, 000									<1>	<15, 000>			<1>	<15, 000>
													[1]	[5, 000]			[1]	[5, 000]
香 川													51	1, 348, 640			53	1, 413, 640
愛 媛													<4>	<30, 000>			<4>	<30, 000>
													21	204, 600			21	204, 600
													8	108, 900			8	108, 900
高 知													<3>	<31, 000>			<3>	<31, 000>
福 岡			38	1, 120, 700	1	1, 000, 000							126	2, 626, 400			165	4, 747, 100
					1	200, 000											1	200, 000
長 崎			1	250, 000													1	250, 000
大 分			1	60, 000									9	220, 000			10	280, 000
宮 崎			6	87, 000	1	50, 000					23	652, 000	48	1, 109, 000			78	1, 898, 000
鹿 児 島			4	123, 300	2	6, 521, 200			1	38, 000	19	561, 380	<2>	<400, 000>			<2>	<400, 000>
沖 縄			5	240, 000									9	610, 100			35	7, 853, 980
静 岡																	5	240, 000
岡 山			1	200, 000									1	350, 000			2	550, 000
													1	10, 000			1	10, 000
補助計			(2)	(245, 000)					[1]	[253, 200]			<15>	<887, 000>	<1>	<5, 000>	<16>	<892, 000>
					[1]	[5, 000]							(1)	(35, 000)	(1)	(26, 727)	(4)	(306, 727)
	5	720, 000	128	4, 569, 920	11	8, 866, 200	6	285, 000	8	524, 200	48	1, 313, 380	[4]	[50, 467]			[6]	[308, 667]
直 轄 計									1	28, 719							619	27, 941, 234
合 計	5	720, 000	128	4, 569, 920	11	8, 866, 200	6	285, 000	9	552, 919	48	1, 313, 380	410	11, 590, 807	3	71, 727	620	27, 969, 953

※上段 () 内書は、公園分、[] 内書は、水道・下水道分、< > 内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月 2 回 (15日、月末) 国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/higaihoukoku.html>